

# 2023年度追加オークションの募集要綱案の概要について

(対象実需給年度:2024年度)

2022年12月23日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

- 2023年度追加オークション（対象実需給年度:2024年度）に向けた内容について、これまで本検討会、および制度検討作業部会（国の審議会）において整理を進めてきた。
- 本日は、これまでの検討内容をもとに作成した「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2024年度）」、および「容量確保契約約款」の案について、主なポイントと意見募集の実施等について報告を行う。

- 容量市場では、今回ご報告する「容量市場追加オークション募集要綱」と「容量確保契約約款」を含め、関連する文書類について以下を提供している。

関連文書等		概要	
容量市場 関連 文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 (様式1) 容量市場への参加登録申請に伴う誓約書 (様式2) 期待容量等算定諸元一覧 (様式3) 発動指令電源のビジネスプラン申請書</li> </ul>
		容量市場追加オークション 募集要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 (様式1) 容量市場への参加登録申請に伴う誓約書 (様式2) 期待容量等算定諸元一覧</li> </ul>
		その他は順次発行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別オークション募集要綱、等</li> </ul>
	容量確保 契約書 ※1※3	契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量提供事業者求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定</li> </ul>
		容量確保契約約款	
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	参加登録編※4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加登録申請の手順、提出書類等について記載</li> </ul>
		応札・容量確保契約書の締結編※4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載</li> </ul>
		実需給前に実施すべき業務 (全般) 編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源でない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載</li> </ul>
		電源等差替編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源等差替の手順、提出書類等について記載</li> </ul>
		実効性テスト編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電源等リストの登録および実効性テストに係る手続きについて記載</li> </ul>
		容量停止計画の調整業務編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量停止計画の提出および調整に係る手続き、容量確保契約金額の減額の手続きについて記載</li> </ul>
	容量市場 システム マニュアル※3	その他は順次発行予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量拋出金編、等</li> </ul>
		事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面、操作方法等について記載</li> </ul>

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を実施 ※2：対象実需給年度毎に公表 ※3：対象実需給年度に依らず共通 ※4：メインオークション、追加オークション毎に公表

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ①2023年度追加オークションに向けた検討内容の反映箇所（1 / 2）

#### 2023年度追加オークションに向けた検討

#### 募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

##### ■ 発動指令電源の募集量等

- 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにおいては、**H3需要の1%を上限に発動指令電源を調達（北海道エリアを除く）**する。

第6章 調達オークション落札電源および  
約定価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法（1）エ

なし

##### ■ 経過措置の扱い

- 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにおいては、**「①電源等の経過年数に応じた控除率」と「②入札内容に応じた控除率」にもとづく減額を適用する。**

第7章 調達オークション契約条件

2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

附則（2020年6月30日）

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出

##### ■ 供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて（石炭混焼バイオマス）

- 事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）は**2023年度調達オークションの供給曲線に織り込む。**

第6章 調達オークション落札電源および  
約定価格の決定方法

3. 需要曲線の概要（3）

なし

##### ■ 非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて

- 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにて落札した電源は、**非効率石炭火力を対象とした誘導措置によるインセンティブを付与する。**

第7章 調達オークション契約条件

1. 容量確保契約金額

附則（2020年6月30日）

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ①2023年度追加オークションに向けた検討内容の反映箇所（2 / 2）

#### 2023年度追加オークションに向けた検討

#### 募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所

##### ■ リリースオークションの応札の最低価格について

- 容量拠出金低減の実効性とオークションへの参加インセンティブをできるだけ両立しようとする観点から、**最低価格の水準をメインオークションにおけるエリアプライスの60%とする。**

第10章 リリースオークションの応札方法  
1. 応札方法（5）

なし

##### ■ リリースオークションで約定した場合の取り扱いについて

- リリースオークションで約定した容量は市場退出となるが、**経済的ペナルティの算定対象外**とする。

第12章 リリースオークション後の契約条件  
2. 市場退出（1）

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ②発動指令電源の募集量等（1 / 4）

#### 2023年度追加オークションに向けた検討

##### ■発動指令電源の募集量等

- 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにおいては、**H3需要の1%を上限に発動指令電源を調達（北海道エリアを除く）**する。

#### 募集要綱・約款への反映内容

- 調達オークションにおける発動指令電源の応札上限容量を記載【募集要綱】

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ②発動指令電源の募集量等（2 / 4）

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法

##### 1. 落札電源の決定方法

(1) 以下の手順にて調達オークション（全国）の落札電源を決定します。

(略)

エ 発動指令電源は、H3需要の1%を上限に調達します（北海道エリアを除く）。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

# 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ②発動指令電源の募集量等（3 / 4）

第40回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

### 5. メインオークションにおける見直し項目の扱いについて

2021年度・2022年度  
メインオークションを反映 31

#### ①発動指令電源の調達上限の扱い

- 2020年度に行った実需給2024年度向けのメインオークションにおいて、発動指令電源はH3需要の3%を調達上限容量（追加オークションでの設定なし）と設定して募集<sup>※1</sup>を行った。  
※1：メインオークションにおいてH3需要比2.6%が約定（調達上限容量473万kWに対し、415万kWの約定）
- 発動指令電源の調達上限は、実需給2025年度において4%、実需給2026年度において5%と設定を変更し、追加オークションでは**発動指令電源の調達上限を1%<sup>※2</sup>として実施する見直し**を行っている。  
※2：調達上限を3%から引き上げた場合、調整係数が100%未満となるエリアがあるため、実需給2025年度は調整係数100%の範囲で調達し、実需給2026年度から調整係数を事後的に算定し反映
- **そのため、2023年度追加オークションにおいても、H3需要の1%を上限に発動指令電源を調達（北海道エリアを除く<sup>※3</sup>）**することとしてはどうか。  
※3：北海道エリアは4%導入した場合、供給力が100%見込めず調整係数をかける必要が生じる算定結果となったため。
- なお、**開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の上限に追加**することとしてはどうか。

### （参考）2025年度追加オークションにおける発動指令電源の整理

第33回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

#### 2. これまでの整理と本日の内容

- 国の審議会において、**実需給対象年度2025年度の追加オークション**については、**これまでの発動指令電源の調達上限3%（平年H3需要比）を4%へ拡充し、拡充分1%については調整係数の扱いを検討することと整理**されている。
- 第66回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（以下、調整力等委という）において、発動指令電源の導入量上限における供給力評価について検討が行われ、**容量市場の発動指令電源の調達上限を4%とした場合は調整係数の設定の必要性**が示された。
- 本日は、調整力等委において示された内容を踏まえて、2025年度の追加オークションにおける発動指令電源の調整係数の扱い、および2026年度以降のオークションに向けた発動指令電源の調整係数に関して整理を行ったので、ご意見をいただきたい。

#### 発動指令電源（DR）の拡充について

第48回制度検討作業部会資料より

- 今後、再生可能エネルギーが更に増加していき、発動指令電源として期待されるDRを含めたアグリゲータの組成や市場参入が期待される中で、更なる市場参加者の拡大を促すような制度変更が望ましいと考えられる。
- 電源Iの実績と比較して容量市場の初回オークションの発動指令電源の調達量は大きく増加している。
- このような点も踏まえて、**発動指令電源の調達上限については、現行の3%から全体として4%に拡充することとしてはどうか。**
- また、その場合には、メインオークションでの調達量は初回オークションの調達上限と同様の3%とし（上限に達しなかった場合には他の電源区分の電源を調達）、追加オークションでは**拡充分の1%を上限として確保することとしてはどうか。**また、追加オークションでの調整係数について検討することとしてはどうか。

# 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ②発動指令電源の募集量等（4 / 4）

第40回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

（参考）2025年度追加オークションにおける発動指令電源の整理

33

### 3. 発動指令電源の調整係数の算出結果

第33回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

- 調整力等委において、発動指令電源の導入量上限3%および4%の供給力評価を実施し**エリア毎の年間調整係数の算定結果**が示された。
- 発動指令電源の導入量上限が3%の場合は、発動の考え方の整理を調整力等委で行い算定した結果、すべてのエリアで年間調整係数が100%であった。
- 一方、**導入量上限が4%の場合は、北海道エリアにおいて調整係数が100%未満**であった。

発動指令電源の年間調整係数の算出結果 第66回調整力及び需給バランス評価等に関する委員資料より

- 2025容量市場における発動指令電源の導入量上限3%及び4%の供給力評価を算出した結果、ほぼ100%という結果となった。
- これは、前述の通り、端境期の発動指令電源に稼働可能なことが、年間停止可能量の確保を可能とし、結果として調整係数が100%となる。
- なお、北海道エリアのように、導入量増加に伴い調整係数が減少し、供給力の未達量が多くなることで、年間調整係数も減少することが今後考えられる。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
発動指令電源	11 (100%)	48 (100%)	125 (100%)	95 (100%)	15 (100%)	68 (100%)	42 (100%)	14 (100%)	58 (100%)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
発動指令電源	12 (83%)	64 (100%)	168 (100%)	128 (100%)	20 (100%)	91 (100%)	56 (100%)	18 (100%)	77 (100%)

※北海道は年間停止可能量が1.9万kW以下で2.5%未満、調整係数が100%未満となる。

（参考）2025年度追加オークションにおける発動指令電源の整理

34

### 5. 発動指令電源の調整係数にかかる論点

第33回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

論点① 2025年度の追加オークションにおける発動指令電源の調整係数について

- 2025年度の追加オークション**については、メインオークションでは調整係数を適用していないこと、調達上限容量は4%に拡充されることを踏まえて、**調整係数については以下の対応案**が考えられる。
  - 案1：調整係数が100%となる導入量の範囲で調達する
  - 案2：調整係数を適用して調達する
- 案2の場合、メインオークションは調整係数を適用せず調達しているため、追加オークション部分のみ調整係数を適用することとなり**kW価値が大きく下がる**ことが想定される。  
※調整力等委で示された北海道の調整係数（83%）は、メインオークションと追加オークションの両方に適用する前提のため、追加オークションのみに適用する場合は更に調整係数が下がることが想定される。
- 案1の場合、特定エリアの調達量は調達上限容量である4%とならないものの、全国で調達上限容量を4%とする前提において、**メインオークションと追加オークションの発動指令電源のkW価値を公平に扱う**ことができるため、**2025年度の追加オークションでの調整係数の扱いについては、案1としてどうか。**

	案1：調整係数100%の範囲で調達	案2：調整係数を適用
メリット	・同一エリアの発動指令電源のkW価値を公平に扱うことができる。 ・アセスメント、ペナルティについて、従来と同様の算定方法で対応可能。	・全国の調達上限容量の範囲内で調達するため、従来と同様の約定処理で対応可能
デメリット	・特定エリアの調達量が調達上限容量の4%とならない可能性がある。	・メインオークションよりも追加オークションで調達する発動指令電源のkW価値が下がる

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ③経過措置の扱い（1 / 6）

#### 2023年度追加オークションに向けた検討

##### ■経過措置の扱い

- 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにおいては、「**①電源等の経過年数に応じた控除率**」と「**②入札内容に応じた控除率**」にもとづく減額を適用する。
- 適用にあたり、見直し検討時には作成されていない2024年度の控除率を設定することとなるため、**2025年度以降の控除率変化傾向を踏まえ、以下の控除率を設定**する。

電源等の経過年数に応じた控除率：9.0%、入札内容に応じた控除率：21.6%

#### 募集要綱・約款への反映内容

- 調達オークションにおける経過措置として、「電源等の経過年数に応じた控除」、「入札内容に応じた控除」の両方を控除適用対象とすることを記載【募集要綱・約款】

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ③経過措置の扱い（2 / 6）

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

##### 2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置

(1) 安定電源および変動電源（単独）に対して、以下に該当する場合は経過措置の対象とします。

ア 2010年度末までに建設された電源

なお、2011年度以降に、上記の対象電源が増出力した場合、増出力分についても経過措置による控除の対象とします。

ただし、2011年度以降から電源等情報登録前までに、同一構内において、同時期に発電機の主要な電気設備の全てを更新し、本機関が認めた場合については、経過措置対象外とする場合があります。この場合、設備更新の内容および時期等が分かる資料（国または国の関係機関に届出等されたものに限る）を提出していただきます。

イ 調達オークション応札時の応札価格が、当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源

ただし、調達オークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の50%（※）以下となった場合は、上記アおよびイの経過措置による控除を行わないものとします。

また、調達オークションの個々の電源の約定価格が、同指標価格の50%を超えており、かつ上記アおよびイの経過措置を適用した際に、同指標価格の50%以下となる場合は、当該電源の経過措置適用後の価格が同指標価格の50%の価格となるように、経過措置による控除額を調整します。

※（同指標価格の50%）の値にて円未満を切り捨て

(2) 上記（1）アについて、1計量単位に経過措置対象電源（ユニット）と経過措置対象外電源（ユニット）が混在する場合には、電源等の経過年数に応じた控除率に基づく電源等の経過年数に応じた控除額係数は、対象となるユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

(3) 上記（1）アに対する電源等の経過年数に応じた控除並びに電源等の経過年数に応じた控除額係数、および（1）イに対する入札内容に応じた控除並びに入札内容に応じた控除額係数については、容量確保契約約款の附則（2020年6月30日（2023年 月 日改定））の第2条にて規定します。

(4) 上記（1）アに対する電源等の経過年数に応じた控除額係数に、上記（1）イに対する入札内容に応じた控除額係数を乗じたものを、経過措置控除係数とします。

(5) 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定方法については、容量確保契約約款の附則（2020年6月30日（2023年 月 日改定））の第2条にて規定します。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ③経過措置の扱い（3 / 6）

#### 募集要綱・約款での記載

【約款】 附則2020年6月30日（2023年 月 日改定）

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出  
(略)

1. 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額  
＝ 契約単価※1 × 契約容量  
－ 経過措置控除額  
－ 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額  
－ 第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ※2

経過措置控除額 = メインオークションの約定価格※3  
× {メインオークションの落札容量※4 × (1 - 経過措置係数)} ※5

経過措置係数 = (1 - 控除率)

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額※6  
＝ 個々の電源の調達オークションの約定価格※7 × 調達オークションの落札容量※8 × (1 - 経過措置控除係数)

経過措置控除係数 = 電源等の経過年数に応じた控除額係数 × 入札内容に応じた控除額係数

電源等の経過年数に応じた控除額係数 = (1 - 電源等の経過年数に応じた控除率)

※1：メインオークションと調達オークションの個々の電源の約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの。ただし、リリースオークション（部分リリース）によるリリース容量を反映した契約容量に適用する契約単価はメインオークションで決定した契約単価とします

※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

※3：経過措置控除額の算定に適用する約定価格はメインオークションの約定価格とします

※4：経過措置控除額の算定に適用する落札容量はメインオークションの落札容量とします

※5：メインオークションの落札容量 × (1 - 経過措置係数) の算定時に小数点以下を切り捨て

※6：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定で円未満を切り捨て

※7：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する約定価格は調達オークションの約定価格とします

※8：容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額の算定に適用する容量は調達オークションの落札容量とします

※上記記載内容のうち、赤字部分が今回の変更部分となります。

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ③経過措置の扱い（4 / 6）

#### 募集要綱・約款での記載

【約款】 附則2020年6月30日（2023年 月 日改定）

#### 第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出

（略）

2. 容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除は、「電源等の経過年数に応じた控除」と、「入札内容に応じた控除」があり、調達オークションにおいて落札された電源等（以下「調達オークション落札電源」）が対象となります。なお、「電源等の経過年数に応じた控除」は、調達オークション落札電源のうち2010年度末までに建設された電源が対象となり、「入札内容に応じた控除」は、各エリアにおいて調達オークション応札時の応札価格が当該エリアの約定価格に入札内容に応じた控除額係数を乗じた価格以下の電源が対象となります。容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額は前項の算式に基づき算定された金額とします。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除については、個々の電源の調達オークションの約定価格に経過措置を適用することにより調達オークションの指標価格の50%以下となる際には、以下のように金額を読み替えます。

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額

$\geq \{ (\text{個々の電源の調達オークションの約定価格} - \text{調達オークションの指標価格の50\%}^{\ast 1}) \times \text{調達オークションの落札容量} \}$  の場合

容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除額<sup>※2</sup>

$= (\text{個々の電源の調達オークションの約定価格} - \text{調達オークションの指標価格の50\%}^{\ast 1}) \times \text{調達オークションの落札容量}$

※1：（調達オークションの指標価格の50%）の値にて円未満を切り捨て

※2：負値となる場合は零とします

第1項の控除率、電源等の経過年数に応じた控除率、入札内容に応じた控除額係数は、以下のとおりとします。

控除率	・・・	42%
電源等の経過年数に応じた控除率	・・・	9%
入札内容に応じた控除額係数	・・・	78.4%

※上記記載内容のうち、赤字部分が今回の変更部分となります。



# 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ③経過措置の扱い（6 / 6）

第41回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

(参考) 見直し後の経過措置の減額方法の考え方

5

2. メインオークション募集要綱（案）・約款（案）の主なポイントについて  
 主な変更内容「支払額の減額」(13/13) <補足> 小売事業環境の激変緩和  
 第31回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

第49回制度検討作業部会資料より

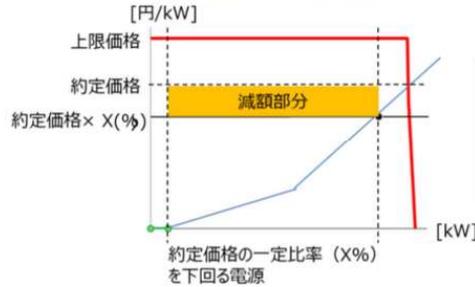
### (参考) 激変緩和措置（減額方法の考え方）のイメージ

電源の経過年数  
に応じた減額

2010年度末以前に建設された電源に対する支払額を一定比率減額

入札内容に  
応じた減額

価格に応じた減額



控除率係数 (X%)
2025年度 : 82.0%
2026年度 : 85.6%
2027年度 : 89.2%
2028年度 : 92.8%
2029年度 : 96.4%

17

## 2. メインオークションにおける見直し項目の扱いについて ③経過措置の扱い (3/3)

2021年度・2022年度  
メインオークションを反映

6

- 2022年度メインオークションにおいて、約定価格による経過措置の適用について以下のとおり整理された。
  - ▶ オークションでの約定価格が、NetCONEの半分以上になった場合には、経過措置を適用しない
  - ▶ 約定価格がNetCONEの半分を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分での受取額以下となる場合には、NetCONEの半分での受取額とする
- 本見直しは、前述の控除率の見直しも踏まえて整理されたものであるため、**2023年度追加オークション（調達）においても、見直し後の考え方を適用すること**としてはどうか。

## 3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント ③経過措置の扱い (8 / 8)

第38回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

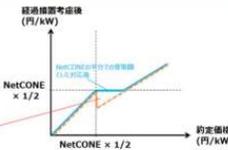
21

### 経過措置について

- 前回の本作業部会では、約定価格がNetCONEの半分以上になった場合には経過措置を適用しない案について議論した。また、概ね事務局の意向に賛同いただき意見をいただいた。一方、NetCONEの半分未満では受取額が変動することについて指摘をいただいた。
- 例えば、NetCONEの半分より約定価格が高かった場合には経過措置が適用されるが、NetCONEの半分以上で約定し、経過措置が適用されない場合も、事業者の受取額が小さくなる可能性がある。
- そのため、約定価格がNetCONEの半分を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分での受取額以下となる場合には、NetCONEの半分での受取額とするとしていただく。

### 【受取額のイメージ】

経過措置には、以下の二つがあり、①のみ適用される場合、②のみ適用される場合、③の両方が適用される場合があるため、図はそのうちの一つのイメージを示したものである。  
 ①電源等の経過年数に応じた減額  
 (※通常は2026年度向け：6%)  
 ②入札内容に応じた減額  
 (※通常は2026年度向け：14.4%)



例えば、①の減額が適用される場合については、約定価格が約4,700円/kWhから約5,800円/kWhの間で受取額が変動する。  
 ※ NetCONEは9,372円/kWh (2025年度メインオークションの値) とした場合の試算  
 ※ 2177円/kWhがNetCONEの半分以下の場合には、本図で示した電源等は経過措置を適用しない対象となり、約定価格が5,800円/kWhの場合には、その経過措置に応じて受取額が変動する。  
 ※ NetCONEは50%の値に、減額が生じる場合は円未満を切り捨てる。

5

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ④供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて（石炭混焼バイオマス）（1 / 3）

15

#### 2023年度追加オークションに向けた検討

- 供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて（石炭混焼バイオマス）
  - 事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）は**2023年度調達オークションの供給曲線に織り込む。**



#### 募集要綱・約款への反映内容

- 調達オークションの需要曲線の概要に、事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオマス）を加味する旨を記載【募集要綱】

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

16

### ④供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて（石炭混焼バイオマス）（2 / 3）

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法

##### 3. 需要曲線の概要

（略）

（2）本機関は、実需給年度が2024年度の調達オークションにおける指標価格、目標調達量等を、実需給年度が2024年度の調達オークション需要曲線の公表にあわせて、公表します。具体的な、指標価格、目標調達量等の公表時期は「第2章 共通事項 3. 追加オークション募集スケジュール」を参照ください。

（3）上記（1）の目標調達量には、FIT電源の期待容量、事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）、メインオークション後の算定時点の契約容量および本機関の業務規程第33条の規定に基づく電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計を織り込みます。具体的な数値の公表時期は上記（2）と同様となります。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ④供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱いについて（石炭混焼バイオマス）（3 / 3）

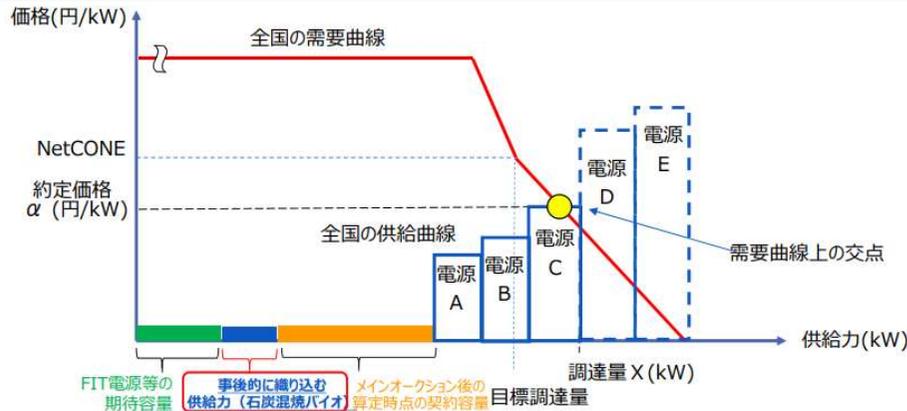
第40回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

#### 5. メインオークションにおける見直し項目の扱いについて

2021年度・2022年度  
メインオークションを反映

##### ②供給曲線に事後的に織り込む供給力の扱い（石炭混焼バイオマス）

- 調達オークションを全国市場で行う場合、メインオークションと同様の方法で約定処理を行うことと整理している。
  - 全国の供給曲線は応札情報をもとに応札価格の安い順に並び替えて作成する
  - 発動指令電源の応札容量が追加オークションの調達上限容量を超える場合は、安定電源等と入れ替える  
※同一価格の応札が複数存在する場合は、メインオークションと同様の約定処理とする。
- 2020年度メインオークションにおいて、**事後的に織り込む供給力（石炭混焼バイオ）**は供給曲線に織り込まれていなかったものの、2021年度メインオークションで行った整理を踏まえ（2022年度も適用）、**2023年度追加オークションの供給曲線に織り込む**こととしてはどうか。



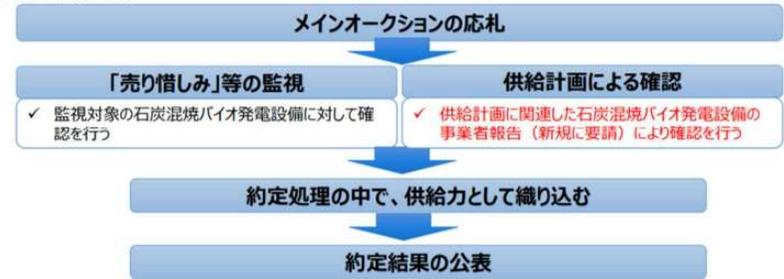
#### (参考) 「FIT電源等の期待容量」に織り込む容量の扱い

##### 3. 前回の意見、および応札していない電源の対応方法 (1) <A-1> FIT認定を予定している電源

第29回容量市場  
の在り方等に関する  
検討会資料より

- 石炭混焼バイオマス発電設備のうち、監視対象の電源については、応札後・結果公表前に、監視等委による監視が実施されるため、応札後に確認して織り込むことが可能と考えられる。
- **上記に加え**、FIT制度の適用を想定して応札しなかった石炭混焼バイオマス発電設備は、供給計画で対象※を確認することにより、供給力として織り込むことが可能と考えられる。ただし、現行の供給計画では電源別の内訳が確認できないため、**供給計画提出において新たな確認を事業者に求める**ことが必要となる。（※計画未定や、設備容量が小さい等により、供給計画において確認ができない設備は対象外とする）
- ついては、応札しなかった石炭混焼バイオマス発電設備を把握する仕組みとして、**監視対象の電源と、供給計画で確認された電源から対象を特定し、供給力として織り込む**こととしてはどうか。

<フローのイメージ>



## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ⑤非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて（1 / 4）

#### 2023年度追加オークションに向けた検討

- 非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて
  - 2022年度メインオークションと同様、2023年度調達オークションにて落札した電源は、非効率石炭火力を対象とした誘導措置によるインセンティブを付与。



#### 募集要綱・約款への反映内容

- 一定の設計効率の石炭火力について、設備利用率のリクワイアメントの設定、及び一定の設備利用率により容量確保契約金額を減額するペナルティを設定することを記載。【募集要綱】
- 非効率石炭火力に関する新たな措置の内容として、容量確保契約金額の算出、リクワイアメント、アセスメント、経済的ペナルティの詳細を記載。【約款】

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ⑤非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて（2 / 4）

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第7章 調達オークション契約条件

##### 1. 容量確保契約金額 （略）

また、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）の場合、容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとしてします。

※1 計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して契約容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する契約容量の比率で補正いたします。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ⑤非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて（3 / 4）

#### 募集要綱・約款での記載

【約款】 附則2020年6月30日（2023年 月 日改定）

第2条 経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出

（略）

8. 前項にかかわらず、電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が高位発熱量（HHV：Higher Heating Value）・発電端において42%以上であることを確認できない電源（以下「非効率石炭火力電源」という）の場合、第4項に基づき算定された容量確保契約金額に非効率石炭火力電源の減額率20%※を乗じた金額を容量確保契約金額から控除し、12で除して、円未満の端数は切り捨てた金額を容量確保契約金額（各月）とします。ただし、最終月（3月分）の容量確保契約金額（各月）は容量確保契約金額から最終月（3月分）以外の容量確保契約金額（各月）の合計を差し引いたものとします。

ただし、本項は調達オークション落札電源のみ適用いたします。

※1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率を0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。また、発電設備容量に対して調達オークションの落札容量が異なる場合、送電端の計量値は、発電設備容量に対する調達オークション落札容量の比率で補正いたします。

※上記記載内容のうち、赤字部分が今回の変更部分となります。

# 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

## ⑤非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱いについて（4 / 4）

第41回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

### 2. メインオークションにおける見直し項目の扱いについて ④非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱い

2021年度・2022年度  
メインオークションを反映

7

- 2021年度メインオークションにおいて、**非効率石炭火力を対象とした誘導措置によるインセンティブ設計の見直し**が行われた。
  - ・対象：入札時点で**設計効率42%未満**の石炭火力
  - ・減額率：**設備利用率50%超**の電源の減額率を**20%**
- 本見直しはカーボンニュートラルとの整合性を踏まえたものであり、その方向性には変わりはないことから、**2023年度追加オークション（調達）にて落札した電源にもこの考え方を適用すること**としてはどうか。  
※2020年度メインオークションの落札電源に遡及適用するものではない。

### （参考）非効率石炭火力の誘導措置によるインセンティブ設計の扱い

8

#### 2. メインオークション募集要綱（案）・約款（案）の主なポイントについて 主な変更内容「石炭火力:減額の閾値、減額率」（12/12）補足 > **カーボンニュートラルとの整合性確保**

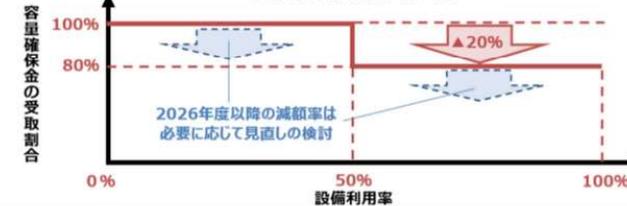
第29回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

第49回制度検討作業部会資料より

#### 【参考】誘導措置におけるインセンティブ設計について（減額率）

- 前回の作業部会で、非効率石炭火力の具体的な容量確保金の減額幅については、
  - ①脱炭素化を進める観点からは強い稼働抑制を求められる一方、足許の供給力が必ずしも十分でないことを踏まえると、**非効率石炭火力の過度な退出を招かないよう留意する必要があること**
  - ②インセンティブ強化により退出した非効率石炭火力の再稼働は極めて困難であるが、**非効率石炭火力の退出を促すため、インセンティブを段階的に強化すること**という考えの下で定めていくこととした。
- このとき、足下の平均設備利用率67%から減額の閾値50%まで稼働抑制する場合、約20%分の稼働抑制（収入減少）が発生。その中でも、稼働抑制のインセンティブを付与する観点から、誘導措置においては、50%まで稼働抑制できない場合、20%分の容量確保金の減額措置を講じることが一案。
- 係る観点から、**2025年度オークション**においては、急激な減額による事業者の予見性喪失の緩和の観点も含めて、**まずは設備利用率50%超の電源の減額率を20%として、2026年度以降の減額率については、石炭火力の稼働状況等も踏まえつつ、必要に応じて見直しを検討することとしてはどうか。**

<インセンティブ設計のイメージ>



39

#### 2. メインオークション募集要綱（案）・約款（案）の主なポイントについて 「2021年度オークションの見直し検討」の反映箇所（2/2）

第31回 容量市場の在り方等に関する検討会資料より

見直し検討案	募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象の判断基準                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 非効率な石炭火力の対象範囲は、入札時点で定まっている設計効率を基本とする。</li> <li>▶ 非効率率の基準については、超々臨界（USC）並みの設計効率42%以上/未満を基準とする。</li> </ul> </li> </ul>	第4条 参加登録 3. 電源等情報の登録 (1) (5)  なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 減額の閾値、減額率                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 減額の閾値を設備利用率50%とし、設備利用率50%超の電源の減額率を20%とする。</li> <li>▶ 20%の減額を除いた金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後、設備利用率50%以下であった石炭火力に対しては、20%の減額分の追加的な支払いを行う。</li> </ul> </li> </ul>	第7条 契約条件 1. 容量確保契約金額 4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ 4-2 (1) ア (I), (2) ア (II), (3) ア (III)  第2条 容量確保契約金額 第7条 容量確保契約金額の算定 第4項  第3条 権利および義務 第17条 実業結期間中のリクワイアメント 第1項(4) 第18条 実業結期間中のアセスメント 第1項第1号(4) 第19条 実業結期間中の経済的ペナルティ 第1項第1号(4) 第20条 実業結期間中の経済的ペナルティの上限 第2項  附則 (2021年●月●日) 第2条 容量確保契約金額の算出に関する経過措置 第10項

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ⑥リリースオークションの応札の最低価格について（1 / 4）

#### 2023年度追加オークションに向けた検討

##### ■ リリースオークションの最低価格について

- 容量拠出金低減の実効性とオークションへの参加インセンティブをできるだけ両立しようとする観点から、最低価格の水準をメインオークションにおけるエリアプライスの60%（円未満の端数は切り捨て）とする。



#### 募集要綱・約款への反映内容

- リリースオークションの応札の最低価格を記載【募集要綱】

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ⑥リリースオークションの応札の最低価格について（2 / 4）

募集要綱・約款での記載

【募集要綱】 第10章 リリースオークションの応札方法

#### 第10章 リリースオークションの応札方法

##### 1. 応札方法

（略）

（5）応札価格は1円単位で登録できます。また、応札の最低価格は、対象実需給年度のメインオークションにおけるエリアプライスの60%（円未満の端数は切り捨て）とします。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ⑥リリースオークションの応札の最低価格について（3 / 4）

第73回制度検討作業部会資料より

#### リリースオークション応札目的の類別

- リリースオークションの応札者には、実需給断面における供給力の提供が不可能な見込みの事業者、リリースオークションの約定結果により供給力の提供を判断する事業者、予定通り供給が可能な事業者に類別できる。
- 予定通り供給が可能な事業者のうち、できるだけ低価格での買戻しを狙って応札を行うケースが想定され、応札価格のまま**低価格で約定した場合は、結果的にほぼ予定収入を維持したままリクワイアメント・ペナルティを回避できるケースが存在。**

メインオークション約定後  
実需給断面における  
供給力提供見込み

	動機	想定される応札行動
不可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場退出によりペナルティを支払うケースよりも損失を低減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約定価格110%以下であれば約定するように買い入札</li> </ul>
リリースオークション 約定により判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>リリースオークションの約定結果により供給力を提供するかどうかを判断(DR実施や設備改修の実施判断)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い戻し約定による確定損益が供給力を提供・増強しないことによる機会損失よりも大きくなる価格で買い入札</li> </ul>
可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>予定通りメインオークションでの約定に基づく供給力を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>買い入札をしない</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ低価格での買い戻し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ低い価格(最も低いケースで0円/kW)で買い入札</li> </ul>

### ⑥リリースオークションの応札の最低価格について（4 / 4）

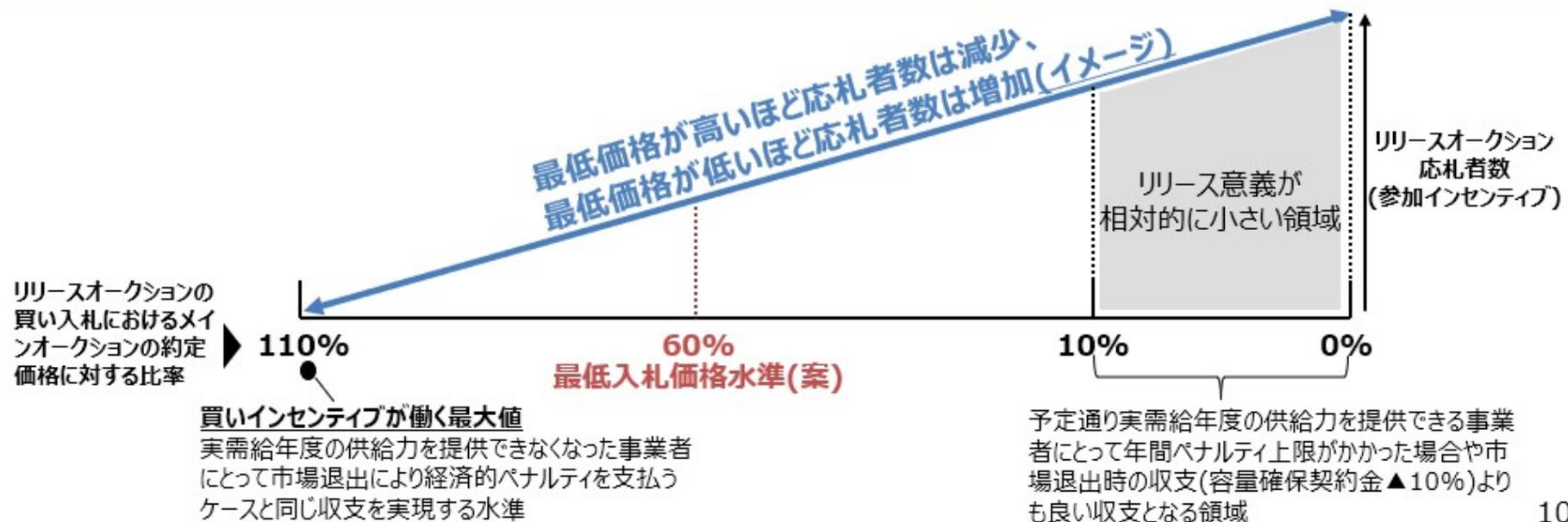
第73回制度検討作業部会資料より

#### リリースオークションの最低価格と監視について

- リリースオークションの応札価格は、市場退出による経済的ペナルティ等を考慮すれば、容量確保契約金の0%～110%が応札者にとって合理的となる。安い価格での応札が可能であれば応札者は集まるが、特に応札者にとって条件の良い価格帯（10%以下）で約定してしまうと、供給力はリリースされる一方、容量拠出金の低減の効果は限定的となる。
- そのため、最低入札価格については、**容量拠出金低減の実効性とオークションへの参加インセンティブをできるだけ両立しようとする観点から、最低価格の水準をメインオークション約定価格\*1の60%\*2**としてはどうか。また、リリースオークションの約定結果を受けて、今後、必要に応じて調整することとしてはどうか。
- また、**リリースオークションへの参加は任意**であり、最低価格を設定した場合は**リリースオークション約定時に容量拠出金の低減という機能を果たせる**ことから、**リリースオークションの監視については不要**としてはどうか。

\*1：各事業者に適用する基準にはエリアプライスを考慮する一方、設定基準の煩雑化を防ぐ観点から経過措置やマルチプライスでの約定価格は考慮しない価格を想定

\*2：例えば、最低入札価格が約定価格となった場合、落札者は、メインオークションの約定価格の40%の交付金を受け取り、実需給期間中の容量市場のリクワイアメントは課されないこととなる（経過措置対象外電源の場合）。最低価格の算出にあたり1円未満の端数は切り捨てとし、応札者は最低価格以上で入札するものとする。



## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ⑦リリースオークションで約定した場合の取り扱いについて（1 / 3）

#### 2023年度追加オークションに向けた検討

- リリースオークションにて約定後の扱いについて

- ▶ リリースオークションで約定した容量は市場退出となるが、経済的ペナルティの算定対象外とする。



#### 募集要綱・約款への反映内容

- リリースオークションで約定した容量は市場退出となるが、経済的ペナルティの算定対象外とする内容を記載【募集要綱・約款】

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ⑦リースオークションで約定した場合の取り扱いについて（2 / 3）

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【募集要綱】 第12章 リースオークション後の契約条件

#### 第12章 リリースオークション後の契約条件

（略）

##### 2. 市場退出

（1）容量提供事業者が契約容量を減少させる場合（市場退出する場合）、当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます。

※契約容量が1,000kWを下回った場合は、全量が市場退出したものとして扱われます。

なお、リースオークションで約定した容量は市場退出となりますが、市場退出時の経済的ペナルティの算定対象外となります。

※追加オークション募集要綱（案）で新たに追記等を行った部分を赤字にしています（2022年度メインオークション募集要綱との比較）

## 2. 追加オークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

### ⑦リリースオークションで約定した場合の取り扱いについて（3 / 3）

#### 募集要綱・約款での記載

#### 【約款】 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ  
(略)

3. リリースオークションによりリリースされた契約容量は市場退出となりますが、第1項第2号に定める経済的ペナルティの算定対象外となります。

※上記記載内容のうち、赤字部分が今回の変更部分となります。

### 3. 今後のスケジュール

#### ①意見募集の実施

- 「**容量市場追加オークション募集要綱**（対象実需給年度:2024年度）」と「**容量確保契約約款**」の案については、このあと**12月23日に意見募集を実施**する。
- 意見募集でいただいたご意見や、制度検討作業部会のとりまとめをもとに、「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2024年度）」と「容量確保契約約款」の公表を行う。

### 3. 今後のスケジュール

#### ②2023年度追加オークションのスケジュール概要

- 2023年度追加オークションに向けて、今後のスケジュールについては、以下を想定している。
  - また、これまでの本検討会の中で、あらかじめ需要曲線のイメージ案を示すこととしており、このあと1～2月を目途に予定している。
  - このあと、参加登録については2月に開始し、応札期間は5月を予定している。
- ➡ (本日) : 本検討会での募集要綱案の提示
- 12月23日(予定) : **募集要綱案に関する意見募集の実施**
  - 1～2月(予定) : **需要曲線※のイメージ案の提供**
  - 2月(予定) : **追加オークションや応札業務に関する事業者向けの説明会等**
  - 2月(予定) : **募集要綱の確定・公表**
  - 2～4月(予定) : **参加登録** (事業者情報、電源等情報、期待容量)
  - 4月(予定) : **追加オークション開催判断、需要曲線と供給曲線の公表**
  - 5月(予定) : **応札期間** (追加オークション開催となった場合)
  - 6月頃(予定) : 約定結果の公表 (追加オークション開催となった場合)
- 各日程については確定次第公表を行い、広域機関HPや容量市場かいせつスペシャルサイト、事業者説明会等でも発信を行っていく。



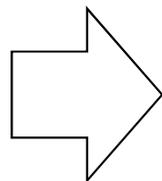
- 第40回の本検討会において、追加オークションの開催判断として扱う場合の「**容量確保契約の変更または解約**」の**確認期限日**については、容量確保契約の変更または解約の申請に必要な提出書式、および提出期日等の申請方法を今後示していくとしていた。  
(市場退出時の経済的ペナルティは、容量確保契約の変更または解約の確認期限日を起点に異なる率を設定)
- 手続きの申請に関しては、4月の追加オークション開催判断に必要なデータ確認と合わせることが求められ、対象となる電源等に市場退出に関する意思の連絡を求めること等、一定の確認期間が必要となる。
- ついては、このあと**詳細な市場退出の手続き方法等を広域機関HPで公表し、確認期限日を3月10日※として案内を予定している。**  
※実需給年度2024年度の確認期限日は2023年3月10日となり、その後の様式等の提出〆切は2023年3月31日で案内を予定しています。  
※市場退出の要件は、容量確保契約約款第12条にもとづきます。所定の書式の提出が2023年3月31日までに行われない場合は、確認期限日の翌日以降に市場退出表明が行われたものと扱います。

## <容量市場 容量確保契約約款>

### 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

- ① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合  
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 5%
- ② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合  
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 10%



### 【実需給年度2024年度における市場退出時の経済的ペナルティ】

- **2023年3月10日（金）までに市場退出を表明された電源等**  
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 5%
- **2023年3月10日（金）の翌日以降に市場退出を表明された電源等**  
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 10%

### 3. 追加オークションの詳細スケジュール

#### ⑥その他関連業務

これまでの  
整理の具体化

第40回容量市場の  
在り方等に関する検  
討会資料より

■ **追加オークションの実施判断**を行うにあたり、**以下の業務等で更新された内容について反映した上で**、メインオークションで調達した供給力の不足または余剰の確認を行うこととなる。

- 実効性テスト (夏：2022年7～9月、冬：2022年12月～2023年2月)
- 容量停止計画の調整業務 (2022年11～12月)
- 供給計画に基づく需要想定更新 (2023年3月)
- 容量確保契約の変更または解約確認 (結果反映：2023年3月)

■ また、追加オークションの実施判断に必要な**容量確保契約の変更または解約の確認期限日**については、容量確保契約の変更または解約の申請に必要な**提出書式、および提出期日等の申請方法**※について今後示していく。

※容量確保契約の変更または解約の申請を行う場合には、手続きに一定の期間を要するため可能な限り早めに申し出を行うことが求められる。

#### <容量市場 容量確保契約約款>

##### 第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。

- ① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合  
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 5%
- ② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合  
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 10%

- 今回は初めての追加オークションとなり、参加に向けた登録（事業者情報、電源等情報、期待容量）や応札登録の手順について、下記のような留意点に関しても丁寧に事業者へ周知を行っていく。

【周知例】

＜事業者情報＞

- **既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。**登録済の事業者情報について内容確認の上、**必要に応じて修正**してください。

＜電源等情報＞

- **既に電源等情報を登録済の事業者は、新たに電源等情報を登録する必要はありません。**登録済の電源等情報について内容確認の上、**必要に応じて修正**してください。
- 発動指令電源については、実需給2年度前の実効性テストを実施するための電源等リストの登録および実効性テストを通じた期待容量の登録を調達オークションの参加登録期間の前に完了している必要があります。

＜期待容量＞

- **調達オークションへの応札を希望する事業者は、調達オークション応札前に期待容量の登録が必要となります。**
- 既にメインオークションにて期待容量を登録している場合は不要ですが、**期待容量等算定諸元一覧(安定電源(純揚水)および変動電源)**を利用する電源については、調整係数が更新されるため期待容量の再度登録が必要となります。

＜応札＞

- 応札は電源等毎に行います。複数の電源等の期待容量を登録した事業者は、電源等毎にそれぞれ応札していただきます。